

湖風会東海支部会則

第1章 総則

(名称)

第1条 本支部は、滋賀県立大学同窓会「湖風会」東海支部と称する。

(目的)

第2条 本支部は、会員相互の親睦を図り、母校の発展に寄与し、あわせて社会に貢献することを目的とする。

(組織)

第3条 本支部は、東海地区を地域とし、この支部管内に居住する以下の学部同窓会（単位同窓会）会員をもって構成する。

- (1) 滋賀県立大学同窓会（滋賀県立大学卒業生、滋賀県立大学大学院修了生及び滋賀県立大学大学院生で組織）
- (2) 彦根工業会（彦根工業専門学校及び滋賀県立短期大学工業部卒業生で組織）
- (3) 農業部同窓会（滋賀県立高等農業講習所、滋賀県立農業短期大学及び滋賀県立短期大学農業部卒業生で組織）
- (4) 芹翠会（滋賀県立女子専門学校、滋賀県立保育専門学院及び滋賀県立短期大学文科・家政部卒業生で組織）
- (5) 湖畔の会（滋賀県立短期大学看護部及び滋賀県立大学看護短期大学部卒業生で組織）

(事務所)

第4条 本支部は、事務局を支部長宅に置く。

(事業)

第5条 本支部の目的を達成するために、次の事業を行う。

- (1) 母校の発展への協力、及び相互の連携
- (2) 会員相互の親睦を図るための事業
- (3) その他、本会の目的を達成するために必要な事業

第2章 会員

(会員)

第6条 本支部は正会員、準会員及び名誉会員をもって構成する。

- (1) 正会員は、次に掲げるものとする。
 - ア 滋賀県立大学卒業生及び滋賀県立大学大学院修了生、滋賀県立大学大学院生
 - イ 彦根工業専門学校及び滋賀県立短期大学工業部卒業生
 - ウ 滋賀県立高等農業講習所、滋賀県立農業短期大学及び滋賀県立短期大学農業部卒業生
 - エ 滋賀県立女子専門学校、滋賀県立保育専門学院及び滋賀県立短期大学文科・家政部卒業生
 - オ 滋賀県立短期大学看護部及び滋賀県立大学看護短期大学部卒業生
 - カ 上記ア～オの学校に在籍し、各学部同窓会(各単位同窓会)に入会している者
- (2) 準会員は、母校在學生とする。
- (3) 準会員は、毎年本大学に入学する新入学生を入学と同時に準会員として登録され、卒業

時点に正会員となる。

(4) 名誉会員は、本会に功労のあった正会員で役員会が推薦した者とする。

(会員の登録・変更)

第7条 会員は入会にあたり住所・氏名等を本支部に登録し、変更が生じた場合には本支部事務局に届け出るものとする。

2 登録された会員名簿の内容は、「個人情報保護法」に準じて、「湖風会名簿管理規定」により運用制約を行うものとする。

第3章 役員

(役員)

第8条 本支部に次の役員・役職を置く。

- (1) 支部長 1名
- (2) 副支部長 若干名
- (3) 役員 若干名
- (4) 会計 1名
- (5) 監事 若干名

2 役員は、正会員より選任する。

3 支部長、副支部長、会計は役員の内選により選出する。

4 支部長は、本部役員会の役員を兼務しなければならない。

5 監事は、他の役員を兼ねることはできない。

6 支部長は、役員会の承認を得て当会の活動に必要な人材として顧問を委嘱することができるものとし、本支部の役員功労者等から支部長の推薦した顧問を選任し、必要に応じて助言を求めらる。

(役員の内選)

第9条 役員の内選は2年とし、再任を妨げない。ただし、役員に欠員が生じた場合の後任者の内選は前任者の残任期間とする。

(役員の内務)

第10条 支部長は、本支部を代表し内務を統括する。

2 副支部長は、支部長を補佐し、支部長事故あるときはその職務を代行する。

3 役員は、役員会を組織し、本支部の内務の執行にあたる。ただし、緊急を要する事項を除いてその主要なものについては、支部総会における審議決定によるものとする。

4 会計は、本支部の会計を掌る。

5 監事は、本支部の内務及び会計を監査する。

(役員の内補)

第11条 役員に欠員が生じたときは役員会の承認を得て、支部長がこれを指名する。

第4章 会議

(会議)

第13条 本支部の会議は、支部総会、役員会とする。

(支部総会)

第14条 支部総会は、毎年1回開催する。

(1) 支部総会は、本支部の内務に関する次の事項を決議する。

- ア 事業報告及び収支報告についての事項
- イ 事業計画及び収支計画についての事項
- ウ 財産の処分についての事項
- エ 会則の制定改廃についての事項
- オ 支部の解散及び清算

カ その他、本会運営についての重要事項で役員会において必要と認めるもの。

(2) 支部総会の定足数は、委任状数を含む正会員の3分の1以上の出席者数にて成立する。

(3) 支部長は、必要あるときは、いつでも臨時支部総会を召集することができる。

- 2 支部総会の議長は、その都度選出する。
- 3 支部総会の議事は、出席者の過半数によって決し、可否同数のときは議長が決定する。
- 4 支部総会に欠席する会員の議決権は、出席者に一任したものとみなす。

(役員会)

第15条 役員会は、本支部の執行機関として、必要に応じて支部長がこれを召集し、予算及び決算、事業に関する事、支部総会に付議する原案に関する事、会務に関する事等について審議する。内容により、役員会で議決することができる。

- 2 役員会の定足数は、委任状数を含む役員員の3分の1以上の出席者数にて成立する。
- 3 役員会の議長は、支部長がこれにあたる。ただし、支部長の指名によって、他の役員が代行することができる。
- 4 役員会の議事は、出席者の過半数によって決し、可否同数のときは議長が決定する。

第5章 会計

(経費)

第16条 本支部の運営費は、会費、支部活動助成金、寄付金、協賛金及びその他の収入をもってこれにあてる。

(会計年度及び収支会計)

第17条 本支部の会計年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

- 2 本支部の運営に関する収支会計は、前年度末までに収支予算計画を作成する。
- 3 本支部は、毎年年度末に当該年度の活動報告、並びに決算報告を本部事務局に提出しなければならない。

第6章 細則

(細則)

第18条 この会則の各条文の関係する細部の規定が必要な場合には、役員会にて規定細則として、これらを設けることができる。

付 則

この会則は、平成22年4月1日から施行する

支部運営細則

(細 則)

第1条 本支部の運営に必要な事項は、この細則による。

(支部会計の運用)

第2条 支部会計の運用に当っては、支部の各種行事や活動、およびその準備に充て、適切かつ有意に行なわれるよう支部長が責任を持ってあたり、別に定める会計簿にその収支明細を随時記載しなければならない。また、支出に関しては、領収書等の関係書類も整備保管しなければならない。

(助成金の申請)

第3条 助成金の申請は、次年度の助成金申請書と活動計画、当該年度の決算書と活動報告などを当該年度末までに本部へ送るものとする。尚、臨時に起案する必要があると認められる場合は、適宜に対応する。

2 本支部から行なう助成金申請予算計画には、同地域内の学部支部会員〔地域・学部支部会員〕の活動助成の計画分を申請金額に含めるものとする。

3 本支部、又は学部支部以下に付帯する部会活動、同好会、同期会からの申請についても本支部を通じて行なう。

(助成金の精算)

第4条 助成金の交付を受けた支部は、各年度期間内の収支報告書を作成し本部あてに提出すると共に、剰余金ある場合には精算返金するものとする。

付 則

この細則は、平成22年4月1日から施行する。